

潮来市高齢者タクシー利用料金助成券 利用の手引き

1 利用可能なタクシー事業者

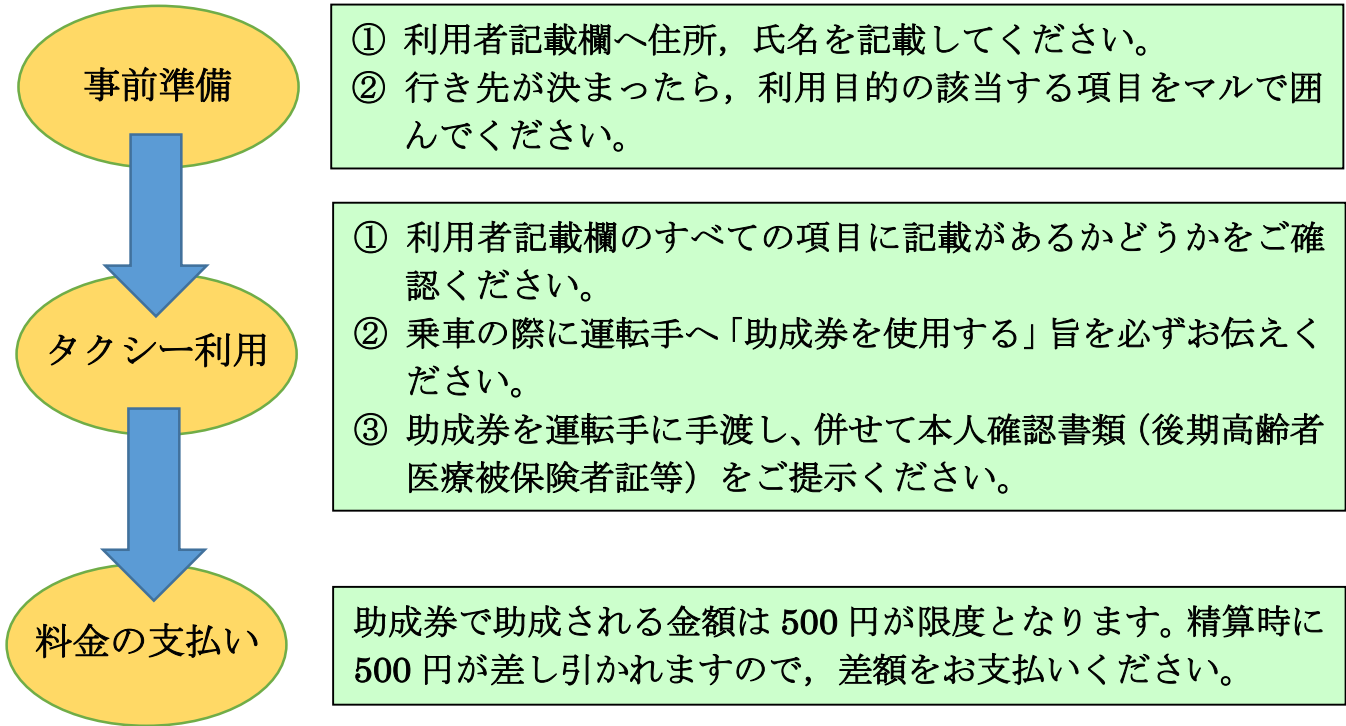
表に記載されたタクシー事業者以外では「潮来市高齢者タクシー利用料金助成券」を利用することはできませんのでご注意ください。助成券を利用する場合は、乗車する前に運転手へ「助成券を使用する」旨を必ずお伝えください。

事業者名	電話番号	営業時間
日の出タクシー有限会社	66-4181	7:00～22:00
潮来合同自動車有限会社	62-2237	7:00～翌日3:00
有限会社かすみタクシー	62-3214	7:00～翌日2:00
有限会社はなわタクシー	66-0878	7:00～24:00
有限会社常南観光タクシー	64-2017	7:00～20:00

2 使用上の注意

- 1 助成券を使用できるのは、交付を受けた本人のみとなります。
- 2 助成券は、1回の乗車につき1人1枚限り利用できます。
- 3 助成券を利用する際は、事前に利用者記載欄へ住所、氏名及び利用目的を記載してください。未記載の助成券は利用できません。
- 4 タクシーに乗車する際は、助成券を運転手に手渡し、併せて本人確認書類（後期高齢者医療被保険者証等）をご提示ください。
- 5 助成券の利用区間は、乗降場所のいずれかが市内の場合に限ります。
- 6 助成券で助成される金額は500円が限度となります。精算時に500円が差し引かれますので、差額をお支払いください。
- 7 助成券の有効期限は、年度末（3月31日）となります。
- 8 助成券は、汚損、破損等による引換えの場合以外は、再発行できません。
- 9 助成券を第三者に譲渡又は売買等、不正に利用した際は、助成した金額を返還していただきます。
- 10 交付対象者要件を満たさなくなった場合（市外への転出等）は、助成券を利用することはできません。

3 助成券の使用方法



4 助成券の記載方法

利用者記載欄は，乗車前に必ずご記入ください。未記載の助成券は使用できません。

有効期限の過ぎた助成券は 使用不可 となります。

運転者記載欄は，タクシーの運転手が記載しますので，何も記載しないでください。

潮来市高齢者タクシー利用料金助成券
 ※この助成券で運賃の一部（最大500円）を助成します。

利用者記載欄	住所	潮来市		
	氏名		登録番号	0001
	利用目的 (○で囲む)	1 通院	2 買物	3 会合 4 その他 ()

—発行者— 潮来市長 

有効期限 2020年 3月31日まで

運転者記載欄	乗車日	月	日	運転者名	本人確認	
	時間	1	早朝～10時	2		10時～12時
		3	13時～16時	4		16時～19時
区間						
料金	円	同時使用	無・有 ()	枚		
事業者名						

見本